けての紀元2600年奉祝記念事業に伴い、大がかりな造成が加えられ、現状の地形となった（第26図）。新旧の地形図を対比すれば、新規見張所建築箇所は道路から水田にかけての法面上に位置し、かなりの盛土によって形成されたことがうかがわれた。

調査の結果もこの想定を裏付けるもので、最深で約２ｍ掘削した浄化槽設置箇所においても、床面からその上位約１ｍまではセメントのこびりついた煉瓦片が出土するなど、一気に盛土が行われた状態を示していた。他の調査箇所においても、表土下は撹乱層、もしくは盛土で地山は確認されなかった（第27・28図）。

工事は予定どおり施工した。　　（福尾　正彦）

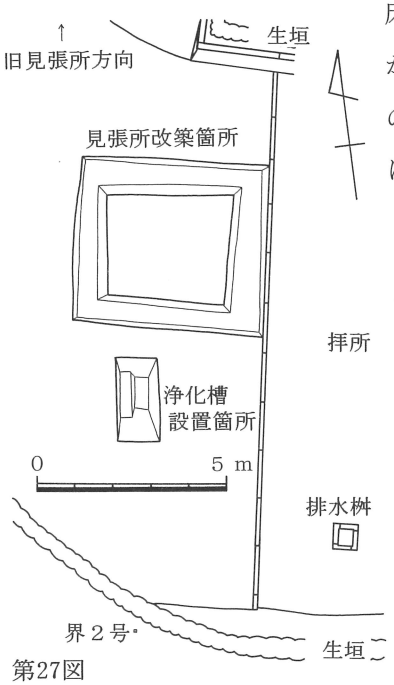

第27図
奈保山西陵調査箇所平面図(1/200)

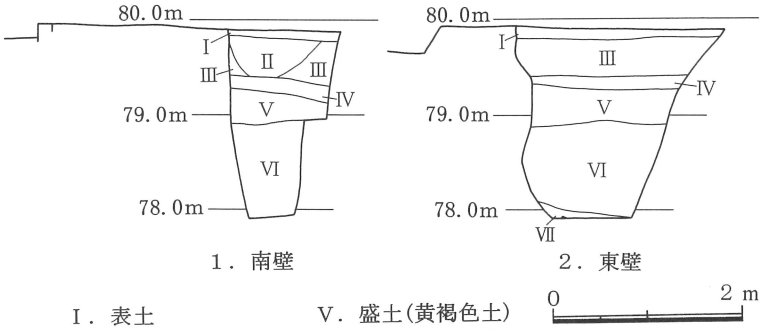

第28図　奈保山西陵浄化槽設置箇所断面図(1/80)

清寧天皇 河内坂門原陵飛地い号境界線保護工事箇所の立会調査

清寧天皇陵には、飛地い号（小白髪山古墳）が付属する。共に古市古墳群の南西端に築かれた、前方部を西に向ける前方後円墳である。

本墳の後円部南側は急傾斜をなしており、隣接する民家への封土崩落が懸念されてきた。そのため工事に先だって施工予定地における遺構・遺物の有無の確認と、工法の決定に有効な資料の獲得を目的とした事前調査を、平成12年２月22日から３月６日にかけて実施した。その結果は本誌前号に掲載したとおりであるが、当初の予想通り後円部南側では、本来の墳丘盛土がすでに大幅に削られていることが判明した。よって工事の実施にあたっては、極力本来の盛土に影響を与えない工法を採用することになった。調査は墳丘法面保護の土留柵設置工事にあたって、平成12年12月22～25日まで本部職員も参加する立会調査を実施し、外構柵設置工事などの付帯工事にあたっては、平成13年１月15・16・18日と、２月５・６日に監

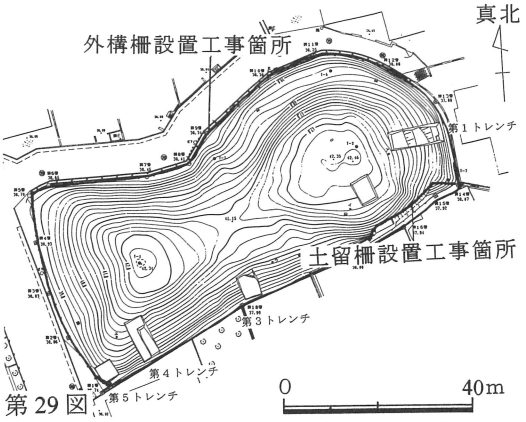

第29図
河内坂門原陵飛地い号調査箇所位置図(1/800)

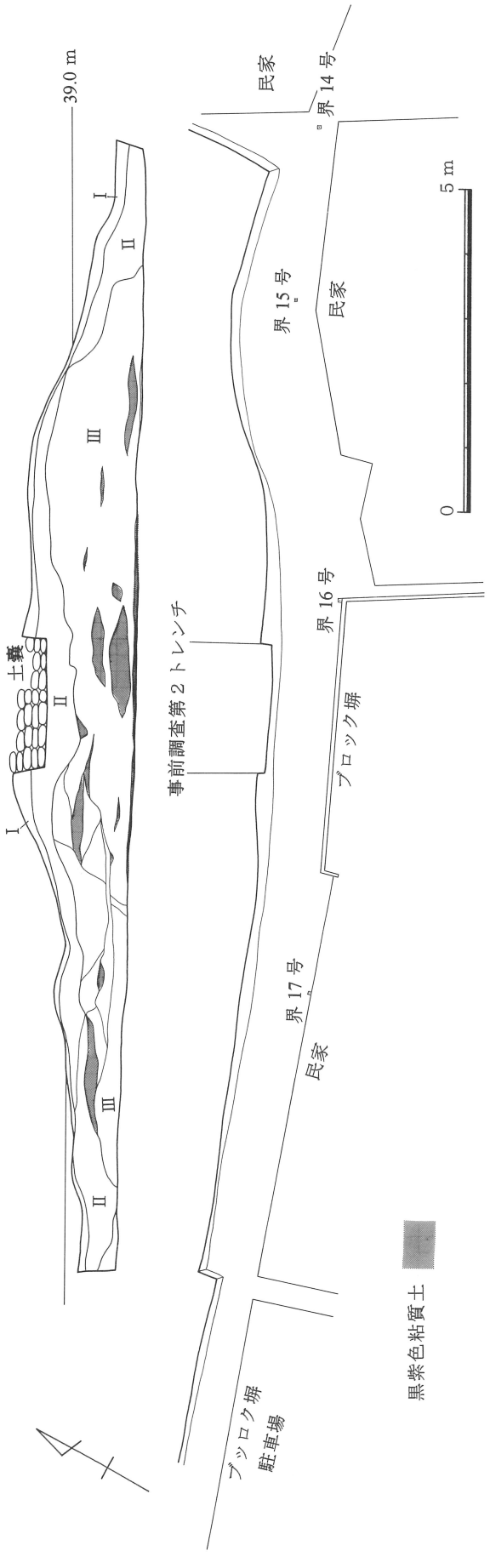

第30図　河内坂門原陵飛地い号調査箇所平面図及び断面図(1/100)

区職員による立会調査を実施した。

土留柵設置工事箇所は、第29図に示したとおりであるが、界14号付近からくびれ部に向かって長さ約15mの範囲である。この部分の既設木製しがら柵を取外し、新設の土留柵が取設できるように墳丘崩落土を除去した。その壁面を精査した状況の土層断面図を第30図に示した。この図でわかるように表土（Ⅰ）、墳丘崩落堆積土（II）の順に堆積しており、その下に本来の墳丘盛土（III）が観察できる。この盛土は基本的には均質の黄褐色を呈する粘質土である。その間に黒紫色の粘質土がレンズ状に観察できる。この黒紫色の粘質土は厚いところで約30cmを測り、３mほどの長さにわたって認められる部分がある。終末期古墳の墳丘に見られるような均一な版築とはいえないが、本墳の墳丘構築状況を窺うことができる。また、掘削床面に近い標高38m付近では、この黒紫色粘質土が水平に堆積している状況が観察され、墳丘構築にあたってはこの高さで盛土面を整えた可能性を示している。

外構柵の設置は、墳丘に沿って総延長123mに施工した。この工事にあたっては、コンクリート基礎部分51箇所（各40cm四方、深さ50cm）の掘削に立ち会った。その結果、掘削は表土と墳丘崩落土内に収まり、遺構は検出されなかった。

今回の工事にあたって採集された遺物は、円筒埴輪片と思われる小片が２点、表土内から出土したにとどまる。本来の墳丘裾は境界外に延びるであろうことが予測でき、隣接する民有地の調査では、現地表面から1.5mほど掘り下げたとこ

ろで、周濠法面が検出されている（註１）。これらの調査においても葺石と考えられるような石材が存在せず、葺石は築造当初から存在していない可能性も考えられる。

以上の結果から、土留柵設置工事は第31図に示した工法によって、予定どおり施工した。

（徳田　誠志）

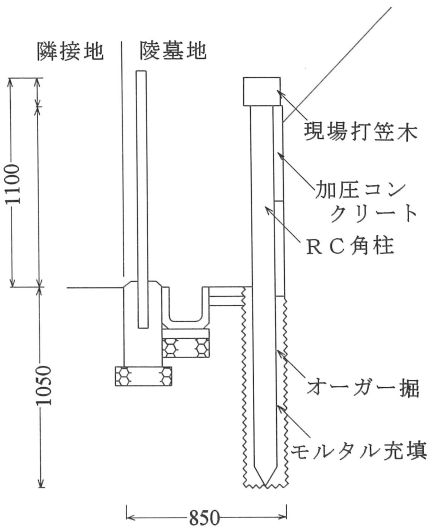

第 31 図 河内坂門原陵飛地い号
土留柵設置工事施工図(1/40)

註

(1)　羽曳野市教育委員会『羽曳野市内遺跡調査報告―平成９年度―』羽曳野市埋蔵文化財調査報告書41　平成13年３月30日
羽曳野市教育委員会『羽曳野市内遺跡調査報告―平成10年度―』羽曳野市埋蔵文化財調査報告書42　平成13年３月30日

鳥羽天皇皇后璋子 花園西陵見張所改築工事箇所の立会調査

鳥羽天皇皇后璋子（待賢門院）陵見張所が経年のため老朽化し、改築工事が計画された。そのため基礎工事部分（長さ5.1m、幅6.1m、深さ0.5m）の本部職員も参加した立会調査を、平成13年１月15日から４日間実施した。また、配水・汚水管埋設部分（長さ52.2m、幅0.5m、深さ0.6m）の掘削にあたって、同月19、22日と２月13～16日、21、22日にかけて立会調査を実施した。

基礎工事に伴う調査箇所は第32図に示した場所であり、土層は大きく４層に分けることができる（第33図）。

Ⅰ層　表土（Ⅰ′層は、石柵設置等工事時の撹乱土）。

Ⅱ層　暗茶褐色土（拝所整備時の整地土）。

Ⅲ層　明黄褐色風化土（拝所整備時の盛土）。

Ⅳ層　黄褐色粘質土（地山）。

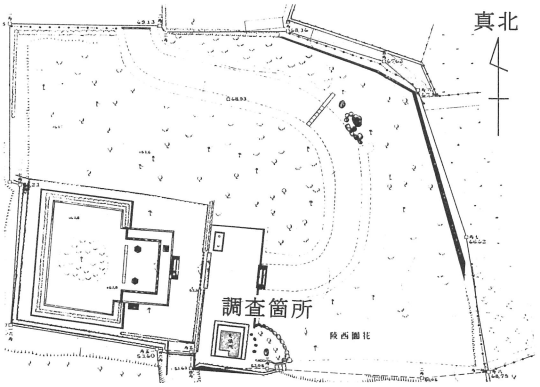

第 32 図　花園西陵調査箇所位置図(1/800)

図に示したように、調査箇所の南西隅において黄褐色を呈する非常に堅く締まった均質な粘質土が検出され、地山と判断した。Ⅲ層はこの地山を削平して拝所を整備した際の盛土であり、その上にⅡ層とした暗茶褐色の整地土（客土か）が堆積している。このⅡ層の中から、燻瓦、陶磁器片が出土している。これらの出土品を観察したところ近代以降の所産と判断でき、この整地が新しい時期になされたと判断できる。

本陵は明治８年に治定後、同12年に周辺地を買い上げ、さらに同24年に鳥居、木柵、灯籠等が